

海南市本庁舎
自動販売機設置事業者
募集要項

令和7年5月

海南市

海南市本庁舎における清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を下記のとおり実施します。

1. 募集物件の概要

財産の名称：海南市本庁舎

所在地：和歌山県海南市南赤坂 1 1 番地

貸付箇所	貸付面積	貸付位置	販売品目	台数	最低貸付料
海南市本庁舎 1 階 市民交流スペース	3.61 m ²	別添 位置図	清涼飲料水等 (密閉式)	1 台	年額 24,376 円 (消費税及び地方消費税 相当額 2,437 円を含む)

(1) 貸付面積には、使用済み容器の回収ボックス、転倒防止器具、放熱スペース等を含みます。

(2) 密閉式は、缶、びん、ペットボトル、紙パックで密閉された容器とします。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人又は法人に限り応募することができます。

(1) 過去に自動販売機設置事業を行っていること。

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意付与権の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥破産者で復権を得ない者

(3) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過した者を含む。）であること。

①海南市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②海南市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が海南市と契約すること又は海南市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により海南市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて海南市との契約を履行しなかった者

⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 海南省暴力団排除条例（平成23年7月6日条例第14号）第2条第1項に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団構成員でない者及び次の①から⑥までのいずれにも該当しない者

①役員等※₁に、暴力団員※₂又は暴力団関係者※₃（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等※₄

②暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

③役員等又は使用人が、暴力団※₅の威力、暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

④役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑤役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難させるべき関係を有している法人等

⑥役員等又は使用人が、各前号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、下請契約、再委託契約、資材・原材料の購入契約、その他契約を締結したとき又はこれを利用するなどしている法人等

※₁ 法人その他の団体にあたっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者及び理事等、個人にあたってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

※₂ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※₃ 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

※₄ 法人その他の団体又は個人をいう。

※₅ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(5) 法人にあつては、消費税及び地方消費税並びに法人税及び法人市民税及び固定資産税及び軽自動車税に滞納がない者であること。個人にあつては、消費税及び地方消費税並びに所得税及び個人市民税及び固定資産税及び軽自動車税に滞納がない者であること。

3. 貸付条件

(1) 貸付期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日までとします。ただし、設置事業者が、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除する場合があります。

(2) 設置条件

①自動販売機は、自動販売機設置位置に示した場所に、貸付面積を超えない範囲で設置すること。設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

②使用済容器の回収ボックスを、自動販売機1台につき1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置するとともに、設置事業者の責任で適切に分別回収・処分を行うこと。

③各設置者において、適正な規格品である計量機器（メーター計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印が付され、検定証印等の有効期限が経過していないものに限る）の電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、自動販売機を据付ける場合は「自動販売機据付基準」（JIS規格）等を遵守し、転倒防止措置を講ずること。また、自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）による防犯対策等を実施し犯罪の防止に努めてください。

（3）必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費及び電源工事等を含む。）、移転費、維持管理その他必要とされる一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、海南市が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納付してください。

（4）貸付料

見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって年間貸付料とし、各年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに各年度分を一括して納入してください。但し、各年度の貸付期間が1年未満であるときは、貸付料の年額を365で除して得た額に貸付けする日数を乗じて得た額を貸付料の額とする。

（5）販売品の搬入・廃棄物の搬出等

販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、海南市の指示に従うこと。

（6）環境配慮等

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機の設置に努めること。

（7）販売商品の種類

販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水（ノンアルコールビールテイスト飲料を除く。）とし、酒類の販売はしないこと。

（8）販売価格

標準小売価格（定価）以下としてください。

（9）実績報告

設置事業者は、各月ごとの売上本数及び売上合計額が確認できる売上実績を、指定した日までに書面により海南市に報告してください。

（10）維持管理責任

次のことを遵守してください。

なお、海南市は、海南市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

①自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、衛生管理や商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

②自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

③自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶・びん・ペットボトル等）の回収ボックスに、容器の種類ごとに分別可能なものとし満杯にならないように週1回以上は設置事業者が回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。他事業者の販売する商品の容器が混じっていてもそのまま回収すること。

④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

⑤海南市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

⑥災害発生時に市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(11) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは撤去しようとする日の3か月前までに海南市に書面により通知すること。

(12) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

また、設置事業者は、海南市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4. 応募方法等

(1) 申込方法

角形 2 号封筒に下記の提出書類を入れ封緘し、封筒表面に「海南市本庁舎自動販売機設置事業者応募申込書」と明記した上で書留又は簡易書留で提出先に郵送してください。また、受付期間必着とし、提出書類に不備がある場合、受け付けられませんのでご注意ください。

(2) 提出先

〒642-8501

海南市南赤坂 1 1 番地

海南市役所 4 階 管財情報課管財班

(3) 受付期間

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から令和 7 年 6 月 2 日（月）まで

（土・日曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

(4) 提出書類（提出部数 各 1 部）

提出書類			法人	個人	備考
①	応募申込書（様式 1）		○	○	
②	誓約書（様式 2）		○	○	
③	役員等調書及び照会承諾書（様式 3）		○	○	
④	見積書（様式 4）		○	○	見積書提出封筒貼付表（様式 6）を貼った長形 3 号封筒に入れ、封緘し、封印すること。
⑤	法人登記簿謄本		○		現在事項全部証明書 （発行後 3 か月以内のもの）
⑥	住民票			○	（発行後 3 か月以内のもの）
⑦	納税証明書 （国税）	(1) 消費税及び地方消費税	○	○	証明元：税務署 （申請日から 3 か月以内に発行された内容のもの）
		(2) 法人税	○		
		(3) 所得税		○	
⑧	納税証明書 （地方税）	(1) 法人市民税	○		証明元：所在地の市町村役場 （申請日から 3 か月以内に発行された内容のもの）
		(2) 個人市民税		○	
		(3) 固定資産税	○	○	
		(4) 軽自動車税	○	○	
⑨	印鑑証明書		○	○	（発行後 3 か月以内のもの）
⑩	設置する自動販売機のカatalog		○	○	仕様、寸法、消費電力がわかるもの

※④見積書を除き、押印は不要です。④には登録されている印鑑を使用してください。

(5) 見積金額

見積金額は年額とします。なお、契約金額は採用された見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって年間貸付料としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を見積書に記載してください。

5. 内容に関する質問

本応募に関する疑義を次のとおり受け付け、回答します。

ア. 受付方法 メールにより書面で提出してください（確認の電話連絡をお願いします。）

電話番号：073-483-8411

メール：kanzaijoho@city.kainan.lg.jp

イ. 受付期間 令和7年5月15日（木）から令和7年5月21日（水）まで

ウ. 回答方法 海南市のホームページで回答します。（質問者名は公表しません）

エ. 回答日 令和7年5月22日（木）

6. 見積書開封の日時・場所等

(1) 日時

令和7年6月3日（火） 午前10時00分

(2) 場所

海南市南赤坂11番地 海南市役所3階 3C会議室

(3) 立合い

立合いは任意とします。立合いを希望される場合は、提出書類を郵送する際に郵便局から交付される書留郵便物受領書を持参し、開封時間10分前までにお越しください。

7. 設置事業者の決定

①有効な申込（見積）書を提出した者であって、最低貸付料から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額以上で最高の価格をもって応募した者を設置予定事業者とします。

②採用となるべき同価の申込（見積）をした者が二者以上あるとき、直ちにくじを引かせ、採用を決めるものとします。くじは、有効な申込（見積）書を提出した者で書留郵便物受領書を持参した場合は、くじを引くことができるものとします。

なお、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

③設置予定業者決定後、応募資格要件審査のため、警察へ照会します。

④設置予定事業者が応募資格要件を満たしていない場合は失格とし、次点の最高の価格をもって応募した者を新たな設置予定事業者とします。

⑤応募者数、設置事業者名および決定金額について、市ホームページでの公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

8. 契約の締結

設置事業者は、海南市が定める期日までに契約を締結してください。

9. 応募申込の無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とします。

- ①応募資格のない者が行った応募申込み
- ②応募者が協定して行った応募申込み、その他不正な行為を行った応募申込み
- ③誤字、脱字等により意思表示が明確でない応募申込み
- ④記名押印を欠く応募申込み
- ⑤見積金額を訂正した応募申込み
- ⑥見積書提出封筒貼付表に商号又は名称、代表者名が記載されていない応募申込み
- ⑦提出書類に虚偽の記載を行った応募申込み
- ⑧受付期間内に到達しなかった応募申込み

10. 設置事業者の決定の取消

- ①正当な理由なくして、市が指定した期日までに契約を締結しない場合
- ②設置事業者が応募資格を失った場合

11. 提出書類の取扱い

- ①提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- ②提出された書類は設置事業者の選定業務以外には使用しません。
- ③提出された書類は必要に応じ複写します。

12. 参考データ

売上実績（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

貸付場所	販売品目	売上数量	売上額
海南市本庁舎1階 市民交流スペース	清涼飲料水 (密閉式)	8,016個	1,168,800円

※当該実績は現設置事業者の申告によるものです。

13. 問い合わせ先

〒642-8501

和歌山県海南市南赤坂11番地

海南市役所管財情報課 管財班

担当：田村・宮脇

電話：073-483-8411 FAX：073-483-8749